

Ⅲ 最小表示の位について(2/3)

【新基準(案)】

- ・以下の原則に従い、最小表示の位を決定する。
 - i. 栄養素等表示基準値の表示の位に準じる。《次頁参照》
 - ii. 栄養素等表示基準値が設定されていない栄養素については、食事摂取基準*の基準値を参考に、最小表示の位を設定する。《左下表》 *厚生労働大臣が定める、食事による栄養摂取量の基準
 - iii. 上記以外の栄養素(例:糖類等)については、その栄養素が包含される栄養成分(例:糖類の場合は炭水化物)の最小表示の位に準じる。《右下表》

栄養成分	最小表示の位(案)	栄養成分	最小表示の位(案)
n-6系/n-3系脂肪酸(不飽和脂肪酸)	小数第1位	飽和脂肪酸	1の位
コレステロール	1の位	糖質	1の位
食物繊維	1の位	糖類	1の位

- ・ただし、必要がある場合において最小表示の位を下げることを妨げるものではない。
※収去試験の際は、表示された値の下の位を四捨五入した値を用いることとする。
- ・「食塩相当量」について、上記の原則(ii)に基づく最小表示の位は小数第1位であるが、日本人の過剰摂取による健康影響が懸念される栄養成分(ナトリウム)の表示として、適切な情報提供が必要であるため、0.1g未満の場合は小数第2位まで表示することとする。

(参考) 現行の栄養表示基準において、ナトリウムの量を0(ゼロ)とすることができる規定が適用される量(栄養的に意味のない量)は、食品100g当たり5mg未満であり、これを食塩相当量に換算すると0.0127gとなる。食塩相当量の最小表示の位を一律的に小数第1位とした場合、栄養的に意味のない量との乖離が生じるケースがある(例:ナトリウム17mgの場合の食塩相当量(約0.04g)を小数第1位で表記すると0.0g)。

Ⅲ 最小表示の位について(3/3)

栄養成分	栄養素等表示基準値*	最小表示の位(案)	栄養成分	栄養素等表示基準値*	最小表示の位(案)
エネルギー	2,100 kcal	1の位	クロム	30 μ g	1の位
たんぱく質	75 g	1の位	モリブデン	17 μ g	1の位
脂質	55 g	1の位	ビタミンA	450 μ g	1の位
炭水化物	320 g	1の位	ビタミンD	5.0 μ g	小数第1位
ナトリウム	3,500 mg	1の位	ビタミンE	8.0 mg	小数第1位
カルシウム	700 mg	1の位	ビタミンK	70 μ g	1の位
鉄	7.5 mg	小数第1位	ビタミンB ₁	1.0 mg	小数第1位
リン	1,000 mg	1の位	ビタミンB ₂	1.1 mg	小数第1位
マグネシウム	250 mg	1の位	ナイアシン	11 mg	1の位
カリウム	1,800 mg	1の位	ビタミンB ₆	1.0 mg	小数第1位
銅	0.6 mg	小数第1位	葉酸	200 μ g	1の位
ヨウ素	90 μ g	1の位	ビタミンB ₁₂	2.0 μ g	小数第1位
マンガン	3.5 mg	小数第1位	ピオチン	45 μ g	1の位
セレン	23 μ g	1の位	パントテン酸	5.5 mg	小数第1位
亜鉛	7.0 mg	小数第1位	ビタミンC	80 mg	1の位

*「日本人の食事摂取基準(2005年版)」によって食事摂取基準が示された栄養成分について、当該食事摂取基準を性及び年齢階級ごとの人口により加重平均した値。この値については、「日本人の食事摂取基準の(2015年版)」の改定を踏まえて、別の場で検討予定。

栄養強調表示(高い旨、含む旨、強化された旨)の基準

「高い旨」及び「含む旨」の基準値の設定方法については、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じている。

「含む旨」の表示をする場合の基準値は、次のとおり

- たんぱく質: 100g(ml)当たり栄養素等表示基準値の10%(5%)又は100kcal当たり栄養素等表示基準値の5%
- ビタミン・ミネラル: 100g(ml)当たり栄養素等表示基準値の15%(7.5%)又は100kcal当たり栄養素等表示基準値の5%
- 食物繊維: 100g当たり3g又は100kcal当たり1.5g

「高い旨」の基準値は、「含む旨」の2倍

※「強化された旨」等、相対表示については次項で検討

栄養成分	高い旨[高、多、豊富等]の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること		含む旨[源、供給、含有、入り、使用、添加等]又は強化された旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること	
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品 100ml当たりの場合	100kcal 当たり	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品 100ml当たりの場合	100kcal 当たり
たんぱく質	15 g(7.5 g)	7.5 g	7.5 g(3.8 g)	3.8 g
食物繊維	6 g(3 g)	3 g	3 g(1.5 g)	1.5 g
亜鉛	2.10 mg(1.05 mg)	0.70 mg	1.05 mg(0.53 mg)	0.35 mg
カルシウム	210 mg(105 mg)	70 mg	105 mg(53 mg)	35 mg
鉄	2.25 mg(1.13 mg)	0.75 mg	1.13 mg(0.56 mg)	0.38 mg
銅	0.18 mg(0.09 mg)	0.06 mg	0.09 mg(0.05 mg)	0.03 mg
マグネシウム	75 mg(38 mg)	25 mg	38 mg(19 mg)	13 mg
ナイアシン	3.3 mg(1.7 mg)	1.1 mg	1.7 mg(0.8 mg)	0.6 mg
パントテン酸	1.65 mg(0.83 mg)	0.55 mg	0.83 mg(0.41 mg)	0.28 mg
ビオチン	14 µg(6.8 µg)	4.5 µg	6.8 µg(3.4 µg)	2.3 µg
ビタミンA	135 µg(68 µg)	45 µg	68 µg(34 µg)	23 µg
ビタミンB ₁	0.30 mg(0.15 mg)	0.10 mg	0.15 mg(0.08 mg)	0.05 mg
ビタミンB ₂	0.33 mg(0.17 mg)	0.11 mg	0.17 mg(0.08 mg)	0.06 mg
ビタミンB ₆	0.30 mg(0.15 mg)	0.10 mg	0.15 mg(0.08 mg)	0.05 mg
ビタミンB ₁₂	0.60 µg(0.30 µg)	0.20 µg	0.30 µg(0.15 µg)	0.10 µg
ビタミンC	24 mg(12 mg)	8 mg	12 mg(6 mg)	4 mg
ビタミンD	1.50 µg(0.75 µg)	0.50 µg	0.75 µg(0.38 µg)	0.25 µg
ビタミンE	2.4 mg(1.2 mg)	0.8 mg	1.2 mg(0.6 mg)	0.4 mg
葉酸	60 µg(30 µg)	20 µg	30 µg(15 µg)	10 µg

栄養強調表示(含まない旨、低い旨、低減された旨)の基準

「含まない旨」及び「低い旨」の基準値については、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じている。

※「低減された旨」等、相対表示については次項で検討

栄養成分	含まない旨[無、ゼロ、ノン等]の表示は次の基準値に満たないこと この基準より数値が小さい場合、「0」と表示することが可能	低い旨[低、ひかえめ、少、ライト、ダイエット等]の表示は次の基準値以下であること 低減された旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上低減していること
	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合	食品100g当たり ()内は、一般に飲用に供する液状の食品100ml当たりの場合
熱量	5 kcal(5 kcal)	40 kcal(20 kcal)
脂質	0.5 g(0.5 g)	3 g(1.5 g)
飽和脂肪酸	0.1 g(0.1 g)	1.5 g(0.75 g) かつ飽和脂肪酸由来エネルギーが全エネルギーの10%
コレステロール	5 mg(5 mg) かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5 g(0.75 g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10%* 「*」は、1食分の量を15 g以下と表示するものであって当該食品中の脂質の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く	20 mg(10 mg) かつ飽和脂肪酸の含有量* 1.5g(0.75g) かつ飽和脂肪酸のエネルギー量が10%* 「*」は、1食分の量を15 g以下と表示するものであって当該食品中の脂質の量のうち飽和脂肪酸の含有割合が15%以下で構成されているものを除く
糖類	0.5 g(0.5 g)	5 g(2.5 g)
ナトリウム	5 mg(5 mg)	120 mg(120 mg)

《備考》「含まない旨」の表示関係

ドレッシングタイプ調味料(食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、糖類、糊料、香辛料等を加えて調整したものであって、主としてサラダ料理等に使用する半固形状又は液状の調味料(食用油脂を原材料として使用していないものに限る。)をいう。)については、脂質の項中「0.5g」とあるのは、「3g」とする。

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日
消費者委員会決定
最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 四 その他食品の表示に関すること。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項、第八条及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

平成25年11月12日
最終改正 平成25年12月10日

食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会 食品表示部会長
阿久澤 良造

食品表示部会において、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに意見を述べるにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第四条第1項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

I

1. 設置する調査会の名称
栄養表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、栄養表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

栄養表示に関する調査審議を行うにあたり、対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

II

1. 設置する調査会の名称
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、生鮮食品・業務用食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

(1) 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等

(2) 食品表示基準に関する検討のうち、栄養表示に関する調査会及び加工食品の表示に関する調査会の所掌に属さないもの（添加物のみ販売する場合の表示方法等を含む。）

について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

III

1. 設置する調査会の名称

加工食品の表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、加工食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

加工食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

附 則

この規定は、平成25年12月10日から施行する。

栄養表示に関する調査会 審議経過

■ 第1回 平成25年12月4日（水）

（議題）

○栄養表示の対象成分について

■ 第2回 平成26年1月22日（水）

（議題）

○栄養表示の対象食品及び対象事業者について

■ 第3回 平成26年3月12日（水）

（議題）

○栄養表示の対象食品について

○各栄養成分の分析法及び「誤差の許容範囲」の考え方について

■ 第4回 平成26年4月24日（木）

（議題）

○栄養強調表示等について

■ 第5回 平成26年5月29日（木）

（議題）

○栄養成分表示の方法について

○栄養表示の対象成分について

○栄養表示の対象事業者について

■ 第6回 平成26年6月12日（木）

（議題）

○栄養表示に関する調査会のとりまとめについて

食品表示部会 栄養表示に関する調査会 委員名簿

平成26年4月1日現在

座長	澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
座長代理	迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	板倉 ゆか子	消費生活アナリスト
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長（共同代表）
	宮地 邦明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

以上6名